

筑波大学教職員組合

つくば連絡会ニュース

2003年7月17日(木) No. 13
発行・編集責任者 松本栄次(地球)
連絡先: 内線5012(齋藤静夫)
ホームページ <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>
E-mail wout@fweb.midi.co.jp

7月9日参院本会議「国立大学法人法」を賛成多数で可決

8日参院文教科学委員会では、賛否議論の上、賛成多数で「附帯決議」が採択されました。

「国立大学法人法等6法案」に対する附帯決議

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。

二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。

三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員の選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。

四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。

五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。

六、法人に求める中期目標・中期計計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。

七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。

八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。

九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。

十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと、また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。

十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。

十三、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。

十四、国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。

十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態の生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。

十六、国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。

十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。

十八、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。

十九、国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。

二十、職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に留意し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。

二十一、法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。

二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれないよう、十分配慮すること。

二十三、高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

国立大法人化 自主・自律性高める好機

(平成15年)6月7日 土曜日 京月 日

国立大学法人法案の国会での成立が見込まれている。このまま参院を通れば、来年4月から国立大学が法人化される。90ほどある国立大は現在、それぞれ



石 弘光
一橋大学長

声が上がった。中略
今回の法人化を契機に、大学は自主・自律性を高め、自己責任の下で大きく変化を遂げようとしている。文科省自体も従来の官僚的体質を改め、極力非介入を冀ぐ方向で大きく変わらなければならぬ。大学関係者の信頼を勝ち取るためにも、この点は重要である。世間の批判に込める意味でも、ゆめゆめ大学法人の監事や役員に文科省関係者を送り込むなどと考えてもらっては困る。



国立大学法人筑波大学の最初の学長選考候補の所信は？

国会で法人化が決まり、各学系で“自由な”議論が始まっています

<法人化 Q&A>

Q1：“法人化後1年すぎれば、大学は教職員を解雇することができる”という噂は、ほんとうですか？

Q2：教員と技術職員の勤務時間帯について、フレックスタイム制が検討されていると聞きました。研究室で教員といっしょに仕事をしている技術職員は、教員と同じように、深夜まで働かなければならないのですか？

A1：正規職員である以上、まったく無い話です。一般の会社においても、職員の意に反しての解雇は、厳しく制限されています。

A2：教職員の労働時間数、勤務時間、フレックスタイム制は、法律に従い、就業規則の中に定められます。就業規則について、大学は教職員の過半数代表の意見を聞き、労働基準監督署に届けなければなりません。回答になってないかな？では次回も。(笑)



ご質問はいつでも、内線5012(齋藤)またはE-mail：
wout@fweb.midi.co.jp へどうぞ。
必要であれば当局担当者にも確認の上、お応えいたします。

さあ、皆さん！ 職場で話し合っ、組合に入りましょう。

職場ごとに、労働者過半数代表を選出できる組合組織を作りましょう。

私たちは、筑波研究学園都市の研究機関の労働組合協議会*学研労協*に参加しています。
(HP: <http://homepage3.nifty.com/gkn-rkyo/>)。構成組合名はつぎのとおりです。
全農林労働組合筑波地本、技術会議筑波分会、農業研究センター労組、農業生物資源研究所労組、農業環境技術研究所労組、畜産試験場労組、果樹研究所労組・花き研究所労組、農業工学研究所労組、動物衛生研究所労組、食品総合研究所労組、森林総合研究所労組、国際農林水産業研究センター労組、種苗管理センター労組、産業技術総合研究所労組、独法土木研究所労組、国土技術政策総合研究所労組、独法建築研究所労組、国土地理院労組、全気象・気象研分会・館野(高層気象台)分会・気象測器検定試験センター分会、全環境・国立環境研究所労組、高エネルギー加速器機構労組、独法・防災科学技術労組、独法・物質・材料研究機構労組、農林水産先端技術研究所職組

私たちは、全国大学高専教職員組合の構成員です。
(HP: <http://www.zendaikyo.or.jp/>)。構成組合名はつぎのとおりです。*(教)職員組合は略
北海道大学、北海道大学水産学部、北海道教育大学旭川校、北海道教育大学札幌校、北海道教育大学函館校、北海道教育大学釧路校、北海道教育大学岩見沢校、小樽商科大学、帯広畜産大学、室蘭工業大学、北見工業大学、名寄短期大学、弘前大学、岩手大学、岩手県立大学盛岡短期大学部、山形大学、秋田大学、東北大学、宮城教育大学、福島大学、宇都宮大学、茨城大学、茨城大学工学部、茨城大学農学部、高エネルギー加速器研究機構、群馬大学、山梨大学、信州大学、埼玉大学、新潟大学、東京大学、宇宙科学研究所、国立天文台、筑波大学、東京農工大学、東京芸術大学、電気通信大学、一橋大学、東京医科歯科大学、東京学芸大学、東京水産大学、東京都立大学・短期大学、富山大学、金沢大学、福井大学、静岡大学、名古屋大学、名古屋工業大学、愛知教育大学、岐阜大学、三重大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、和歌山大学、奈良県国立大学附属学校・園、奈良女子大学、大阪大学、大阪外語大学、大阪教育大学、大阪市立大学、大阪府大学、神戸大学、神戸外国語大学、神戸商科大学、神戸商船大学、鳥取大学、岡山大学、島根大学、広島女子大学、山口大学、香川大学、徳島大学、高知大学、高知女子大学、高知短期大学、愛媛大学文学部等、九州大学、福岡教育大学、九州工業大学、福岡女子大学、佐賀大学、大分大学、宮崎大学、熊本大学、鹿児島大学、琉球大学医学部附属病院、福井高専、豊田高専、呉高専、松江高専、有明高専、大島商船高専、徳山高専、木更津高専、富山商船高専、大分高専、小山高専、旭川高専、苫小牧高専、和歌山高専、奈良高専、米子高専、津山高専、宇部高専、都城高専、弓削商船高専、鳥羽商船高専、広島商船高専

私たちは、職員団体と教授職団体(役職にない管理職の団体)として人事院登録します。
(人事院本院および大学当局と調整中)。法人化時に労働組合として権利を承継します。登録により、当局は、私たちから交渉の申入れがあった場合、応じなければなりません(応ずべき地位に立つこととなります)。

本学の法人化準備委員会の状況、「労働条件分科会」および就業規則(案)などの資料は、
本学 HP: <http://www.tsukuba.ac.jp:8000/dStaff/junbi/junbiindex.html> にあります。
ご意見・ご質問は大学当局へどうぞ。私たちの連絡先: 内線 5 0 1 2 (齋藤) または E-mail: wout@fweb.midi.co.jp へもどうぞ。

国会で法人化が決まり、各学系で“自由な”議論が始まっています

<法人化 Q&A>

Q1:“法人化後1年すぎれば、教授からイライナイと言われた技術職員は解雇することができる”という噂は、ほんとうですか？

Q2:“ある学系では、技術職員に仕事を依頼する教授は、研究費から 万円を大学に拠出している”という噂を聞きました。それが技術職員の雇用費として徴収されるなら、法律違反ではないですか？ 大学が人件費の二重取りをしているような気がするのですが・・・

A1:まったく無い話です。正規職員である以上、雇い主は「筑波大学」であり、各教授ではありません。

A2:研究費の使用目的にもよりますが、違反とはいえません。教員のあいだで研究費を融通することは可能です。しかし、正規職員の技術職員としての業務と教員側の研究費の分配は、別の問題です。



ご質問はいつでも、内線5012(齋藤)またはE-mail:
wout@fweb.midi.co.jp へどうぞ。

必要であれば当局担当者にも確認の上、お応えいたします。